

豊川市立国府小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 いじめに対する認識

- どの子供にも、どの学校においても起こり得るものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものである。
- いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではなく、周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。
- 「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもって対応に当たらなくてはならない。
- いじめの被害者やその保護者に寄り添って、きめ細かな対応をしなければならない。それゆえ、決して被害者の側にもいじめられた原因があるという認識をもってはいけない。
- いじめの「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知する。

3 いじめの態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンやスマートフォン、タブレット端末等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 基本方針

- | | | | |
|-------|------------|---------|-----------|
| ○未然防止 | ○早期発見・早期対応 | ○組織的な対応 | ○関係機関との連携 |
|-------|------------|---------|-----------|

（1）未然防止について

いじめは全ての児童に起きる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけを行うことが、最も合理的で最も有効な対策になる。そのために、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気や学校全体に醸成することが必要となる。

未然防止の基本は、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。

<具体的な取組・手立て>

- ・学習規律の定着
- ・話し方・聞き方の指導
- ・わかる授業づくり
- ・全ての児童が参加、活躍できる授業の工夫
- ・道徳教育・人権教育や体験活動等の充実
- ・集団行動の指導
- ・「ありがとうの手紙」やあいさつ運動（ボランティア活動）などによる心の育成
- ・児童・保護者・教職員への啓発
- ・教員研修で「いじめ」を取り上げる

(2) 早期発見・早期対応について

日頃から丁寧に児童理解を進め、早期発見に努める。そのためには、表面の行動に惑わされることなく、内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取る感性が必要である。児童のささいな変化に気付き、気付いた情報を確実に共有し、速やかに対応する。

児童にとって、いじめられていることや、他者へのいじめの情報を第三者に話すことは、相当な苦痛や屈辱、勇気を伴う。相談してくれた場合に、その思いに十分応えられるよう最優先に対応しなければならない。

<具体的な取組・手立て>

- ・ 日常的な児童との会話
- ・ 顔を見て声を聞く出席確認
- ・ 帰りの会の振り返り活動
- ・ 学級日誌の記述
- ・ 定期的な調査（アンケート）や個人面談
- ・ 保護者との連携
- ・ いじめ相談ダイヤルなど第三者機関の情宣

(3) 組織的な対応について

いじめ対応については、特定の教員が抱え込むのではなく、全職員で対応しなければならない。校長を中心とした協力体制を確立し、学校全体の問題として捉え、共通理解のもとで組織的に対応する。組織的な対応で最も大切なことは「報告・連絡・相談」を徹底することである。問題が発生したときは、初期対応が重要であるため、報・連・相を密にし、多面的な情報をつき合わせることで全体像を把握し、迅速かつ的確な対応を行う。

「報・連・相」の基本的な流れ

- ① 指導体制の最小単位は、担任個人ではなく、学年とし、常に学年の共通理解を図る。
- ② 学年が複数に及ぶ場合は、同一歩調を徹底する。
- ③ 学年で指導計画を立てるが、迷いや不安がある場合は、生徒指導主任、教頭、校長に相談する。
- ④ 対応状況について、生徒指導主任、教頭、校長に結果を報告する。
- ⑤ 職員会議を開き、全職員と情報を共有する。
- ⑥ 必要に応じて、外部機関に報告する。

<いじめ対策委員>

- ◎校長 ・ 教頭 ・ 主幹教諭 ・ 教務 ・ 校務 ・ 生徒指導主任 ・ 学年主任 ・ 養護教諭
※上記委員に学級担任、必要に応じてSCが加わり対応する。

(4) 学校評価に「いじめ」について加える。学校の取組についての評価とする。

(5) 関係機関との連携について

いじめの事実があった場合、内容の軽重にかかわらず、教育委員会に報告する。重大事態やその他必要に応じて警察、児童相談所、市役所子育て支援課、ゆずりはとの連携を図る。

※重大事態とは、

- ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

いじめ対策組織図【国府小学校いじめ対応マニュアル】

